第25回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時:令和3年4月7日(水) 10時00分 ~ 時 分 場 所:全員協議会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員 西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議題

- 1 陳情の取扱い・請願等の意見陳述について
- 2 政策討論会のあり方について
- 3 議員選出監査委員の廃止について
- 4 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について
- 5 その他

浜田市議会陳情書取扱基準

(令和元年12月18日議会運営員会決定) (令和2年3月定例会議から導入)

議長は、陳情書のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、議会運営委員会の意見を聴いた上で、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (5) 市の職員に対する懲戒、分限等の処分を求めるもの
- (6) 市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (7) 私人間で解決すべきもの
- (8) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (9) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、審査を行うことが適当でないもの

陳情受付から議会運営委員会での付託・配付の流れ改正(案)

【案 1】

「陳情取扱基準」に該当するかどうかについて、執行部への確認が必要な場合がある。陳情を付託するかどうかを決める議会運営委員会に関係する執行部に出席要請して状況確認する

【ポイント】

- ▶ 陳情受付後の議会運営委員会正副委員長及び議長団と協議で執行部へ の確認が必要かを判断
- ▶ 執行部への確認が必要と判断された場合は、該当の執行部担当課に議会 運営委員会への出席を依頼し、当日出席してもらう。(→陳情審査では ないが、該当課に出席してもらうことになる)

【陳情受付からの流れ(太字下線部が改正箇所)】

- 1 陳情書を受け付ける(受付締切:議会運営委員会の3日前の17時)
- 2 事務局で付託先案を作成
- 3 議会運営委員会正副委員長及び議長団と内容を確認し、**執行部出席の要 否を判断する**。(議会運営委員会の事前打合せの場)
- 4 <u>出席の必要が判断された場合は、該当執行部担当課へ議会運営委員会へ</u> の出席を依頼する。
- 5 <u>執行部は議会運営委員会へ出席し、委員からの質疑へ答弁する。</u> <u>陳情審査ではないため質疑の内容は、付託または配付の判断に関する事</u> 項のみ(進展があったのか等)とする。
- 6 執行部からの答弁を確認後、議会運営委員会で取扱を決定する。
- 7 判断した結果を、定例会議初日の全員協議会室で提供する。

【案 2】

「陳情取扱基準」に該当するかどうかの判断が議会運営委員会で不明確な場合は、該当の陳情を担当委員会に付託し、その委員会審査の中で執行部に 状況等を確認し、審査を行い、採決する

【ポイント】

▶ 陳情を付託するかどうかを決める議会運営委員会に関係する執行部の 出席要請はないため、執行部の負担はなし